ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

事業主・社会保険労務士の皆さまへ

繁忙期における雇用保険関係手続きについて

例年、４月から５月にかけて雇用保険の各種届出が大幅に増加します。
雇用保険関係手続の円滑・迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士の皆さまにおかれましては、雇用保険手続きの届出時期について、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

資格取得届

４月・５月の**各月上旬～中旬を避けて**ください。

理由：資格喪失届、離職票の処理を優先するため

資格取得届の提出は、被保険者となった事実のあった日の属する月の**翌月１０日まで**とされております。

なお、前職での資格喪失がされていない場合、その場での処理はできませんので、お預かりでの対応となります。

資格喪失届、離職票の手続き

離職日の翌日以降、**できるだけ早く**お願いします。

来所による届出・申請の受付時間は、**１６時まで**となっております。
特に離職票につきましては、便利な**電子申請**の利用をご検討ください。

横浜公共職業安定所　雇用保険適用課